

## 公共事業環境配慮書

建設部 砂防課

| 事業名称                |   |
|---------------------|---|
| 事業名                 | 防災・安全交付金(通常砂防)事業  |
| 整理番号                | R5-3  |
| 事業の種類               | 砂防堰堤の建設   |
| 市町村名                | 北相木村  |
| 箇所名                 | 白岩  |
| 事業年度                | 令和2年度～令和7年度   |
| 事業概要                |   |
| 目的                  | 白岩間は、北相木村東部に位置し、保全対象として人家4戸、公民館、県道上野小海線を含む流域面積0.48km <sup>2</sup> の溪流である。令和元年東日本台風により土砂流出災害が発生し、溪床には不安定土砂が堆積している。また、溪床勾配が急で崩壊地形も認められるため、今後の豪雨等により土石流が発生する危険性があるため、砂防堰堤を整備し土石流災害を未然に防止するものである。   |
| 計画概要(延長・幅員・面積・工種など) | 透過型堰堤工 H=9.5m,L=91.0m,V=4,080m <sup>3</sup><br>溪流保全工 L=136.0m<br>管理用道路工 L=380m,全幅=4.0m  |
| 関連する事業計画            | 特になし  |
| その他特記事項             | 特になし  |
| 関係法令等の規制            |   |
| 自然環境保全地域等の指定状況      | なし  |
| 土地利用規制の状況           | 砂防法の砂防指定地   |
| その他                 | なし  |
| 社会的要素               |   |
|                     | 留意すべき地域の概況  |
| 交通の現況               | 事業区域の下流に県道上野小海線が位置する  |
| 土地利用の現況             | 山地・丘陵である  |
| 生活関連施設の現況           | 周辺に白岩公民館(避難所)がある。   |
| その他                 | 特になし  |
| 自然的環境要素             |   |
|                     | 環境配慮の方針   |
| 大気環境                | 留意すべき地域の概況   特になし   |
|                     | <b>【大気汚染の防止】</b><br>・資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行はできる限り避ける。<br>・交通流の円滑化により、大気汚染、騒音、振動の発生を防止する。<br>・土砂表層や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い、粉じんの飛散を防止する。<br>・排出ガス対策型の車両や機械を使用する。<br><b>【騒音、振動の防止】</b><br>・夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働をできる限り避ける。<br>・著しい騒音、振動を発生する工法を避ける。<br>・低騒音・低振動型の建設機械を使用する。<br><b>【悪臭の防止】</b><br>・悪臭原因物質を使用しない又は使用量を削減する。                                     |
| 水環境                 | 留意すべき地域の概況   特になし   |
|                     | <b>【水質汚濁の防止】</b><br>・沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を避ける。<br>・チェーンソーを使用する際は、生分解性チェーンオイルを使用する。<br>・水道水源、貴重な動植物分布地、取水地点、すでに汚染が著しい地域等への排水をできる限り避ける。<br>・工事仮設事務所からの生活雑排水を適正に処理する。<br>・必要最低限の範囲でセメントと水の混合攪拌による置換工法による改良を行う。<br><b>【水循環の保全】</b><br>・流域治水推進のため、河川への流入抑制対策に努めるとともに、河川において、下流域の環境の保全のため、正常な流量を確保する。<br>・掘削や地下構造物の設置等により地下水の流動を阻害しないように努める。 |

|  |   |                  |
|--|---|------------------|
| 地形・地質  | 留意すべき地域の概況  | 崩壊地形である<br>山地である |
|  | 【環境の保全上重要な地形・地質の改変の回避】                                    |                  |
|  | ・地域の特性を形成する重要な地形・地質の改変をできる限り避ける。                          |                  |
|  | ・地すべり、崩壊、土石流等の危険性の高い地域や、近い将来活動する可能性のある活断層の区域の改変をできる限り避ける。 |                  |
|  | 【改変面積の最小化】  |                  |
|  | ・地形の改変の少ない位置・ルート・工法を選定する。                                 |                  |
|  | ・段階的に工事を行い、広範な裸地の出現を防止する。                                 |                  |
|  | ・工事により裸地化する箇所は、早期の緑化を行い、表層土壌の侵食を防止する。                     |                  |
|  | ・工事施工ヤードの設置は、必要最小限の面積とする。                                 |                  |
|  | ・工事により一時的に改変する自然環境の原形復旧に努める。                              |                  |
| ・法面勾配の検討、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工等により、崩壊その他の危険性を防止する。          |   |                  |
| 野生動植物  | 留意すべき地域の概況  | 特になし             |
|  | 【自然環境の保全上重要な地域の改変の回避】                                     |                  |
|  | ・回避すべき重大な影響は想定できない。                                       |                  |
|  | 【野生動植物の生息・生育空間の保全】  |                  |
|  | ・動物の移動経路の分断をできる限り避ける又は新たな移動経路を確保する。                       |                  |
|  | ・河川・水路に横断構造物を設置する場合は、水棲生物の自由な移動を確保する。                     |                  |
|  | ・水際部を保全し、自然植生の連続性を確保する。                                   |                  |
|  | 【動物の繁殖期における影響の低減】   |                  |
|  | ・重要な動物等の繁殖期、産卵期の工事をできる限り避ける。                              |                  |
|  | 【地域独自の生物多様性の保全】   |                  |
| ・車両、資機材、作業着、靴等を適切に洗浄し、外来種の持込み防止に努める。                       |   |                  |
| ・特定外来生物が確認された場合は、関係機関と相談の上、駆除に努める。                         |   |                  |
| 【動植物への負担の少ない形状・素材の使用】                                      |   |                  |
| ・落下した小動物が脱出できる側溝、透過型えん堤、多段式落差工、自然石空張護岸等動植物への負荷の少ない構造を検討する。 |   |                  |
| 景観   | 留意すべき地域の概況  | 山地景観を形成している      |
|  | 【すぐれた景観の保全】   |                  |
| ・工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。                    |   |                  |
| 廃棄物・建設残土   | 【建設廃棄物や建設残土の発生抑制】   |                  |
|  | ・建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。                     |                  |
|  | ・建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。                                      |                  |
|  | 【建設廃棄物や建設残土のリサイクル】  |                  |
| ・現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。                    |   |                  |
| 【資源の有効利用】  |   |                  |
| ・使用基準等に留意の上、再生As合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用を推進する。        |   |                  |
| 省資源・省エネルギー・温室効果ガス  | 【環境への負荷の少ない機械の利用等】  |                  |
|  | ・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。                          |                  |
|  | ・アイドルリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。                     |                  |
|  | ・点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。                                    |                  |

| 番号 | 項目  | 環境部長の意見内容   | 事業部局の見解                                |
|----|-----|---|--|
| 1  | 水環境 | 水質汚濁の防止の観点から、地盤改良を行う場合は適切な薬液(固化材)を選定し、必要最低限の薬液注入(添加量)範囲としてください。     | 必要最低限の範囲でセメントと水の混合攪拌による置換工法による改良を行います。 |
| 2  | 水環境 | 管理用道路工について、流域治水推進のため、河川への流出抑制対策(浸透側溝や浸透柵などによる雨水の地下浸透等)を可能な限り検討願います。 | 流域治水推進のため、河川への流入抑制対策に努めます。             |



# 位置図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものです。(承認番号 平 20 関複、第 96 号)